

《 利用料金表 》

(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用)グループホーム紅芭

○令和3年4月以降

* 1日の計算では以下の通り

項 目	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	788	792	828	853	869	886
医療連携体制加算		39	39	39	39	39
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	6	6	6	6	6
介護職員処遇改善加算Ⅰ	88	93	97	100	101	103
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	18	19	20	21	21	21
介護保険利用合計額	900	949	990	1,018	1,036	1,056
朝食費	250	250	250	250	250	250
昼食費	300	300	300	300	300	300
夕食費	350	350	350	350	350	350
水道光熱費	400	400	400	400	400	400
家賃	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
日 額 合 計	¥3,200	¥3,249	¥3,290	¥3,318	¥3,336	¥3,356

○令和3年3月までの旧料金

* 1日の計算では以下の通り

項 目	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	783	787	823	847	863	880
医療連携体制加算		39	39	39	39	39
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6	6	6	6	6	6
介護職員処遇改善加算Ⅰ	88	92	96	99	101	103
介護保険利用合計額	877	924	964	991	1,009	1,028
朝食費	250	250	250	250	250	250
昼食費	350	350	350	350	350	350
夕食費	400	400	400	400	400	400
水道光熱費	400	400	400	400	400	400
家賃	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
日 額 合 計	¥3,277	¥3,324	¥3,364	¥3,391	¥3,409	¥3,428

《 利用料金表 》

(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用)グループホーム紅芭

○令和3年4月以降

* 7日間の計算では以下の通り

項 目	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	5,516	5,544	5,796	5,971	6,083	6,202
医療連携体制加算Ⅰ	0	273	273	273	273	273
サービス提供体制強化加算Ⅲ	42	42	42	42	42	42
介護職員処遇改善加算Ⅰ	617	650	678	698	710	723
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	128	135	141	145	147	150
介護保険利用合計額	¥6,303	¥6,644	¥6,930	¥7,128	¥7,255	¥7,390
食 費	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
水道光熱費	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
家 賃	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
月 額 合 計	¥22,403	¥22,744	¥23,030	¥23,228	¥23,355	¥23,490

○令和3年3月までの旧料金

* 7日間の計算では以下の通り

項 目	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	5,481	5,509	5,761	5,929	6,041	6,160
医療連携体制加算Ⅰ	0	273	273	273	273	273
サービス提供体制強化加算Ⅱ	42	42	42	42	42	42
介護職員処遇改善加算Ⅰ	613	646	674	693	706	719
介護保険利用合計額	¥6,136	¥6,470	¥6,750	¥6,937	¥7,062	¥7,194
食 費	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
水道光熱費	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
家 賃	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
月 額 合 計	¥22,936	¥23,270	¥23,550	¥23,737	¥23,862	¥23,994

* 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せになります。

* 基本報酬とは…介護サービス利用の基本料金であり、国で決定されるものになります。

* 医療連携体制加算とは…看護師と十分な連携を図り、看護体制を整備するための加算です。

* サービス提供体制強化加算Ⅲとは…常勤の職員を規定通り配置している為加算するものです。

* 介護職員処遇改善加算Ⅰとは…介護職員の処遇改善の確保、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める為加算するものです。所定単位数の11.1%が加算されます。

* 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ…経験・技能のある介護職員の更なる処遇改善を目的として加算するものです。所定単位数の2.3%が加算されます。

* 医療費(診察代・薬代)、理美容代、おむつ代、嗜好品等は利用者の実費となります。

* 冬期諸費用(暖房・除雪等)として100円/1日、12～3月の冬期間のみ加算させていただきます。

☆ 上記の料金は、利用者負担割合が1割の場合です。2割(一定以上の所得者は3割)の場合は、介護保険利用額が2倍(一定以上の所得者は3倍)になります。

山形県最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野 2096-1

TEL 0233-72-9339 FAX 0233-72-9338

管理者 八 鍬 慎吾